

2022年8月26日

会員各位

全国株懇連合会
理事長 井上 卓

「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領」の改正について

令和4年度税制改正にて、発行会社が剰余金の配当を行うにあたって、特定口座の源泉徴収事務の適切な履行のため、発行会社から金融商品取引業者に対し「種類払戻割合」の通知義務が課せられております（租税特別措置法施行令第25条の10の2）。

これに伴い、日本証券業協会との協議を経て、本日開催の理事会において掲題の事務取扱要領の改正を承認いたしましたので、会員各社に本書をもってご通知申し上げます。

なお、日本証券業協会からは、株式に係る剰余金の配当（一定の事由を除く資本剰余金の額の減少を伴うものに限る）等に際し、正確な数値情報の本要領に従った速やかな提供と、情報提供自体の失念、事後の数値訂正の回避につき特に周知願いたい旨要請を受けておりますので、念のため申し添えます。

【主な改正点】

1. 本要領の「3. 提供する情報の内容」（10）に「種類払戻割合」を追記
2. 本要領の「4. 交付金銭情報の提供時期及び方法」（1）に発行会社による情報提供の期限（2週間前まで）を明記
3. 情報提供書式の入力用シートに記載要領を記載（別々のシートだったものを統合）、数値の入力は半角とすることを明記など

以上

会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領

平成21年8月21日
平成23年4月8日 改正
平成29年8月25日 改正
2022年8月26日 改正
日本証券業協会、全国株懇連合会

この取扱要領は、振替株式を発行する会社が当該振替株式につき株主に交付する金銭等に関し、当該金銭等に係る源泉徴収事務等を行う証券会社との間で必要な情報提供事務を円滑に行うために必要な事項を定めたものである。この取扱いは、全国株懇連合会と日本証券業協会との協議に基づいて定められたものである。

1. 会社が株主に交付する金銭等の定義

この取扱要領において、会社が株主に交付する金銭等とは、株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）が振替株式の取扱いを行っている場合であって、当該振替株式の発行会社が次に掲げる事由（以下「交付事由」という。）により株主に交付する金銭等（（2-1）及び（3-1）の事由にあつては交付する株式をいい、（2-2）及び（3-2）の事由にあつては交付する株式又は金銭及び株式）をいう。

- （1） 会社の合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併を除く。）
- （2-1） 会社の適格分割型分割（法人税法第2条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。）
- （2-2） 会社の非適格分割型分割（法人税法第2条第12号の12に規定する適格分割型分割以外の分割型分割をいう。）
- （3-1） 適格株式分配（法人税法第2条第12号の15の3に規定する適格株式分配をいう。）
- （3-2） 非適格株式分配（法人税法第2条第12号の15の3に規定する適格株式分配以外の株式分配をいう。）
- （4） 株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限り、（2-1）から（3-2）によるものを除く。）
- （5） 会社の解散による残余財産の分配

2. 情報の提供

会社は、株主に上記1.に定める金銭等の交付を行う場合（上記1.のうち（1）、（4）又は（5）の事由にあつては、交付する金銭等のうち全部または一部が証券会社を経由して行われる場合に限る。）、下記4.で定める時期及び方法により、証券会社に、会社が株主に交付する金銭等に関する情報（以下「交付金銭等情報」という。）を提供するものとする。

3. 提供する情報の内容

会社が証券会社に提供する交付金銭等情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 会社の商号、交付する金銭等の基因となる株式の証券コード
- (2) 交付事由（上記1.（1）から（5）の別）
- (3) 配当財産が金銭でない場合はその旨
- (4) 1株当たりの交付する金銭等の額
- (5) 1株当たりの所得税法第25条第1項により配当とみなされる金銭等がある場合は当該金銭等の額
- (6) 1株当たりの所得税法第24条第1項に規定する剰余金の配当等がある場合は当該金銭等の額
- (7) (4)の額から(5)の額及び(6)の額を控除した額（みなし譲渡収入の額）
- (8) 交付事由が上記1.（2-1）又は（2-2）に該当する場合、所得税法施行令第61条第2項第2号に定める純資産移転割合
- (9) 交付事由が上記1.（3-1）又は（3-2）に該当する場合、所得税法施行令第61条第2項第3号に定める割合
- (10) 交付事由が上記1.（4）又は（5）に該当する場合、所得税法施行令第61条第2項第4号イに定める純資産減少割合又は同号ロに定める種類払戻割合
- (11) 交付に係る権利確定日
- (12) 交付に係る効力発生日

4. 交付金銭等情報の提供時期及び方法

- (1) 会社は、交付金銭等情報を開示したときは（開示が行われない場合には、当該情報の内容が確定したときは）、(2)に定める方法により、速やかに交付金銭等情報を提供するものとする。なお、交付金銭等情報の提供は、交付に係る効力発生日の2週間前までに行うものとする。
- (2) 交付金銭等情報の提供は、会社が保振機構に対し、同社が管理する Target 保振サイト（以下「保振サイト」という。）へ、交付金銭等情報の掲載を依頼し、同社が当該交付金銭等情報を保振サイトに掲載する方法により行うものとする。証券会社は当該保振サイトを閲覧することにより、交付金銭等情報を入手するものとする。
- (3) (2)の交付金銭等情報への通知（掲載依頼）については、保振機構の定めるところにより行う。

5. 交付金銭等情報に変更・修正がある場合の取扱い

会社は、既に提供した交付金銭等情報に変更又は修正がある場合、上記4.に準じた方法により、速やかに変更後又は修正後の交付金銭等情報を提供するものとする。なお、変更後又は修正後の交付金銭等情報の提供は、交付に係る効力発生日の2週間前までには行うものとする。

6. 適用開始時期

この取扱要領は、令和4年4月1日以後に効力が発生する金銭等の交付について適用する。

以上

発行会社から情報提供する交付する金銭等の定義とその情報提供の内容について

2022年8月26日 改正

<提供時期>

- ・交付金銭等情報を開示(確定)したときは、速やかに本提供書式を提供すること。
- ・遅くとも、交付に係る効力発生日の2週間前までに提供すること。

<交付金銭等情報に変更・修正がある場合の取扱い>

- ・既に提供した交付金銭等情報に変更又は修正がある場合は、速やかに本提供書式を提供すること。
- ・この場合も、交付に係る効力発生日の2週間前までに提供すること。
- ・変更又は修正のある箇所は、太字で記載したり、セルの色を変更するなど、分かりやすく記載すること。

<記載要領>

- ・交付事由に応じて「入力用シート」の1. ～5. のいずれかの表に必要な項目を記載すること。

【銘柄略称】

- ・銘柄名称は上場時に決定した略称(全角10文字まで)を記載すること。

【証券コード(株式銘柄コード)】

- ・銘柄コードは、証券コード協議会から「株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領」に基づき設定された5桁(固有名コード4桁と予備コード1桁)のものを半角で記載す
- ・予備コードが付されていない場合には5桁目を「0」と記載すること。

【発行会社名称】

- ・発行会社の商号の株式会社の表記は「株式会社」と記載すること。

【発行会社担当部署名称】

- ・発行会社における交付金銭等情報に係る担当部署の名称を記載すること。

【発行会社担当部署の連絡先電話番号】

- ・連絡先電話番号は、発行会社担当部門(例えば、財務部)の電話番号を半角で記載すること。

【配当財産】

- ・「金銭」又は「金銭及び株式」が交付される場合には「1」と半角で記載すること。
- ・株式のみが交付される場合には「2」と半角で記載すること(2-1及び3-1については、「2」のみ入力可能)。

【1株当たりの交付金銭等の額】【1株あたりの利益剰余金の額】

- ・小数点未満の額となる場合は、当該小数点未満の額も含めて半角で記載すること。
- ・生じない場合は「0」を記載すること(2-1及び3-1については、入力不要)
- ・1株当たりの交付金銭等の額=1株当たりの利益剰余金の額+1株当たりのみなし配当の額+1株当たりのみなし譲渡収入の額 となっていない場合、「1株当たりの交付金銭等の額」のセルのf

【1株当たりのみなし配当の額】

- ・小数点以下10桁まで半角で記載すること。例:「76.54321」→「76.5432100000」
- ・小数点以下11桁以下は切捨て処理すること。
- ・生じない場合は「0」を記載すること(2-1及び3-1については、入力不要)。

【1株当たりのみなし譲渡収入の額】

- ・小数点以下10桁まで半角で記載すること。

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株 式銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当りの 交付金銭等 の額 【半角】	1株当りの 利益剰余金 の額 【半角】	1株当りの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当りの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	純資産減少割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
--------------------	-------------------------------	--------	------------	------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------------	--	--	------------------------------	---------------------------	------------------

3-2. 非適格株式分配(法人税法第2条第12号の15の3に規定する適格株式分配以外の株式分配をいう。)

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株 式銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当りの 交付金銭等 の額 【半角】	1株当りの 利益剰余金 の額 【半角】	1株当りの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当りの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	分配資産割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
--------------------	-------------------------------	--------	------------	------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------------	--	--	-----------------------------	---------------------------	------------------

4. 株式に係る剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る、上記2-1. から3-2. によるものを除く。)

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株 式銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当りの 交付金銭等 の額 【半角】	1株当りの 利益剰余金 の額 【半角】	1株当りの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当りの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	純資産減少割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
--------------------	-------------------------------	--------	------------	------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------------	--	--	------------------------------	---------------------------	------------------

5. 会社の解散による残余財産の分配

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株 式銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当りの 交付金銭等 の額 【半角】	1株当りの 利益剰余金 の額 【半角】	1株当りの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当りの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	純資産減少割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
--------------------	-------------------------------	--------	------------	------------------------------	----------------------------------	------------------------------	------------------------------	--	--	------------------------------	---------------------------	------------------

発行会社から情報提供する交付する金銭等の定義とその情報提供の内容について

2022年8月26日 改正

1. 会社の合併(法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併を除く。)

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株式 銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当たりの 交付金銭等の 額 【半角】	1株当たりの 利益剰余金の額 【半角】	1株当たりの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当たりの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	純資産減少割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
〇〇	25930	株式会社〇〇	経理部	012-345-6789	1	100	50	30.0000000000	20.0000000000		20090331	20090629
△△	25935	株式会社△△	財務部	012-345-6799	1	100	50	30.0000000000	20.0000000000		20090331	20090629

2-1. 会社の適格分割型分割(法人税法第2条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。)

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株式 銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当たりの 交付金銭等の 額 【半角】	1株当たりの 利益剰余金の額 【半角】	1株当たりの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当たりの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	純資産移転割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
〇〇	25930	株式会社〇〇	経理部	012-345-6789	2					0.008	20090331	20090629
△△	25935	株式会社△△	財務部	012-345-6799	2					0.008	20090331	20090629

2-2. 会社の非適格分割型分割(法人税法第2条第12号の12に規定する適格分割型分割以外の分割型分割をいう。)

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株式 銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当たりの 交付金銭等の 額 【半角】	1株当たりの 利益剰余金の額 【半角】	1株当たりの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当たりの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	純資産移転割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
〇〇	25930	株式会社〇〇	経理部	012-345-6789	1	100	50	30.0000000000	20.0000000000	0.008	20090331	20090629
△△	25935	株式会社△△	財務部	012-345-6799	1	100	50	30.0000000000	20.0000000000	0.008	20090331	20090629

3-1. 適格株式分配(法人税法第2条第12号の15の3に規定する適格株式分配をいう。)

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株式 銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当たりの 交付金銭等の 額 【半角】	1株当たりの 利益剰余金の額 【半角】	1株当たりの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当たりの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	分配資産割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
〇〇	25930	株式会社〇〇	経理部	012-345-6789	2					0.008	20090331	20090629
△△	25935	株式会社△△	財務部	012-345-6799	2					0.008	20090331	20090629

3-2. 非適格株式分配(法人税法第2条第12号の15の3に規定する適格株式分配以外の株式分配をいう。)

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株式 銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当たりの 交付金銭等の 額 【半角】	1株当たりの 利益剰余金の額 【半角】	1株当たりの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当たりの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	分配資産割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
〇〇	25930	株式会社〇〇	経理部	012-345-6789	1	100	50	30.0000000000	20.0000000000	0.008	20090331	20090629
△△	25935	株式会社△△	財務部	012-345-6799	1	100	50	30.0000000000	20.0000000000	0.008	20090331	20090629

4. 株式に係る剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限り、上記2-1. から3-2. によるものを除く。)

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株式 銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当たりの 交付金銭等の 額 【半角】	1株当たりの 利益剰余金の額 【半角】	1株当たりの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当たりの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	純資産減少割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
〇〇	25930	株式会社〇〇	経理部	012-345-6789	1	100	50	30.0000000000	20.0000000000	0.008	20090331	20090629
△△	25935	株式会社△△	財務部	012-345-6799	1	100	50	30.0000000000	20.0000000000	0.008	20090331	20090629

5. 会社の解散による残余財産の分配

銘柄略称 【全角10文字まで】	証券コード(株式 銘柄コード) 【5桁・半角】	発行会社名称	発行会社担当部署名称	発行会社担当部署 の連絡先電話番号 【半角】	配当財産 金銭(1) 株式のみ(2) 【半角】	1株当たりの 交付金銭等の 額 【半角】	1株当たりの 利益剰余金の額 【半角】	1株当たりの みなし配当の額 (小数点以下10桁) 【半角】	1株当たりの みなし譲渡収入の額 (小数点以下10桁) 【半角】	純資産減少割合 (小数点以下3桁) 【半角】	権利確定日 (基準日) 【8桁・半角】	効力発生日 【8桁・半角】
〇〇	25930	株式会社〇〇	経理部	012-345-6789	1	100	50	30.0000000000	20.0000000000	0.003	20090331	20090629
△△	25935	株式会社△△	財務部	012-345-6799	1	100	50	30.0000000000	20.0000000000	0.003	20090331	20090629